大阪・近畿リハビリテーション学院

# 相次ぐ自殺、遺族の提訴で発覚 これでは「ブラック専門学校」だ

**高額な学費をとりながら、生徒の卒業・就職には無責任な専門学校が少なくない。大阪の理学療法士専門学校で起きた自殺事件の裁判では、そんな利益優先体質が問題にされている。**

村上 恭介

高齢者や障がい者、負傷者のリハビリを支援する理学療法士になろうと、大阪府摂津市の専門学校「近畿リハビリテーション学院」（3年制）に通っていた大野輝民（てるひと）さん（当時39歳）は2013年11月「もう無理」「終わらせたい」と走り書きした遺書を残し、神戸市内の公園で縊死（いし）しているのを発見された。

高校卒業後、数回の転職を経験していた大野さんは、安定した仕事に就きたいと思い、同学院夜間部に36歳で入学、大阪市内の診療所「辻クリニック」で卒業前の最後の臨床実習を受けている最中だった。

学年トップの成績だった大野さんは学級委員長の経験があり、就職先も内定していた。それなのになぜ自ら命を絶ったのか。

妻の佳奈子さんら遺族が調べたところ、大野さんは実習先の指導役である理学療法士から大量のレポート提出などを課せられ、睡眠2～3時間の日々が続いたうえ、「帰れ」といった叱責を繰り返されていた。

佳奈子さんは14年11月、「夫の自殺は指導員のパワハラが原因」として、専門学校と診療所をそれぞれ経営する医療法人を相手取り、約6000万円の損害賠償を求めて大阪地裁に提訴した。これに対し、被告側は自殺の責任を全面否認し、法廷では本人の精神疾患に原因があるような主張を展開した。

## 教員は削減、定員は超過

問題は療法士のいじめとあわせ、専門学校の対応にある。

訴状などによると、近畿リハビリテーション学院は大野さんが在籍していた10～13年の4年間、定員（40人）を2割ほど上回る50人近くの生徒を入学させつつ、教員数は法令以下に抑え、賃金も削減していた。佳奈子さんが依頼した会計事務所の分析では、これらによって学院は毎年1億円以上の黒字を計上し、その利益は法人が運営する介護施設など他部門の赤字の穴埋めに流用していた。

定員オーバーの結果、同学院ではこの間、入学者の3割以上が成績不振などで卒業できないまま退学する一方、留年も2～3割に達し、教員は多忙を極めた。大野さんの担任も実習先での悩みを本人から聞きながら十分な対応をしていない。

同学院の学費は三年間で400万円、教科書代など込みでは約450万円になり、生徒のほぼ半数が奨学金（教育ローン）を借りている。前年の実習が体調不良で中止され、留年していた大野さんには年齢的、経済的に「後がない」状況だった。そんな中、本人に非はないのに指導役から実習中止を何度も示唆され、絶望したのでは、と佳奈子さんはみている。

重大なのは、この学校では08年にも学生（当時32歳）が自殺していることだ。両親は「実習先の病院のいじめが原因」と提訴、15年2月に大阪高裁が学校と実習先に損害賠償を命じている。大野さんの事件は、実習生の2回目の自殺という異常事態である。

加えて、ほかにも自殺未遂というべき事態があった。報道で大野裁判を知った元学生で二十代のAさんは今年2月10日、その体験について「思い出したくない」としつつも、関係者に猛省を促せるならば、と2時間近くにわたり話してくれた。

高卒後の10年春、近畿リハビリテーション学院の昼間部に入学したAさんは、3年次の前期実習（7週間）を四国の病院で受けた。だが、指導者は診療補助すべき患者をAさんには1週間しか与えず、質問しても無視する冷淡な態度を続けた。睡眠不足になって混乱したAさんは、気づいたら宿舎2階の窓から飛び降りていた。「自分を見失い、自殺願望に陥っていたのかもしれない」と振り返る。

さらに近畿圏の病院であった後期実習（同）では、若い療法士から大量のレポート、日報類の提出を課せられ、寝すにやれと言われた。耐えかねて学校に相談したが、担任からは「自分の立場がわかっているのか」と逆に説教された。結局、Aさんは中途退学せざるを得ず、引きこもりになった。当時は「教師や指導役を殺したい」とまで思いつめたという。

実習中の自殺という深刻な前例があり、かつ生徒が苦境を訴えているのに、第二の自殺や未遂事件を防ぐことなく、利益第一の学校運営に走っていたとすれば、同学院は「ブラック専門学校」の誹（そし）りを免れない。

専門学校は全国に約2800校あり、昨年の入学者数は27万人近くに及ぶ。うち医療分野は最も多く、校数、学生数とも全体の約4分の1を占めている。非正規雇用が蔓延する中、「資格を取って正社員に」と考える人たちが増えた反映である。だが、資格取得に失敗すれば、3～4年間の努力が無駄になり、多額の借金だけを背負うことになりかねない。

大野さんの義父、小林康二（やすじ）さん（78歳）は、「ブラック専門学校に生徒を送ることがないよう、監督官庁は定員、教員数などを厳しく監視し、実態を公表するべきだ。専門家による第三者の相談窓口を設けることも必要ではないか」と語る。

## 命を削る実習、もうやめて

理学療法士の実習では、徒弟的な環境の下、指導役が生徒に暴言を吐くなどパワハラが横行している――と、大野事件は衆院厚生労働委員会でも取り上げられた。

これを受けて厚労省が昨年秋、学生や新人療法士にアンケート調査したところ、回答した1151人のほぼ半数が実習中の睡眠不足などで心身の不調をきたし、180人は医療機関を受診していた。「ハラスメント被害を受けた」「公平な評価をされなかった」という回答は、いずれも20％以上にのぼる。

事態を重く見た厚労省は、療法士養成の実習カリキュラムを18年ぶりに見直す作業を本格化させ、原告の佳奈子さんは昨年11月、有識者でつくる検討委員会に対し①実習時間内にレポート作成なども完結させ、課題を持ち帰らせない②指導役の療法士に過大な権限を与えない――などの要望書を提出、その趣旨は汲み取られる方向となった。

「医療資格の国家試験をパスするために命を削るのは本末転倒」という遺族の訴えは、監督官庁の重い扉を開きつつある。

とはいえ、原告のホームページには「指導員に受けた人格攻撃が原因で息子が実習先で倒れた」など、悲痛なメールが今も相次いでいる。中には「大量の課題で2時間しか眠れず、走行中の車に飛び込んだ」という報告さえある。療法士でつくる公益財団法人（日本理学療法士協会）など当事者に自浄能力はあるのか、疑いたくなる状況だ。

専門学校の社会的責任を問い、臨床実習の法令改正にも影響する大野裁判は、この2月末に結審し、今春にも1審判決が出される見通しである。

上／大野さんの遺族側が提訴した際の記者会見（2014年11月28日、大阪地裁にて）。下／遺族、支援者らによる街頭宣伝活動（2017年11月17日、阪急・摂津市駅前）。（撮影/村上恭介）

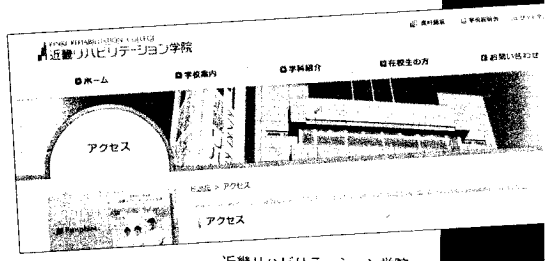


近畿リハビリテーション学院。（同学院のホームページより）

むらかみ きょうすけ・ジャーナリスト。